

文化会館電気設備等保守点検業務仕様書

1 対象

横須賀市文化会館
横須賀市深田台 50 番地

2 内容

上記施設内の下記の設備に係わる保守点検

- ア 自家用電気設備保守点検
- イ 自動電話交換機等保守点検

3 業務内容

自家用電気設備点検を下記の内容で行う

ア 月次点検（毎月 1 回）

- （1）受電盤の電圧・電流等を測定
- （2）電力量計の検針
- （3）各バンクに電圧・電流の測定
- （4）受配電設備の点検
- （5）負荷設備の点検
- （6）その他保安規定による点検

イ 年次点検（毎年 1 回、一部 3 年 1 回）

（1）継電器動作試験

専用試験装置を用いて、下記継電器の動作特性試験及び遮断機との連動動作試験を行う。

・設置台数

地絡継電器 2 台
地絡方向継電器 1 台
過電流継電器 8 台
不足電圧継電器 1 台
過電圧継電器 1 台

（2）設備機器点検調整

下記静止機器については、外観からの目視・触手点検及び各端子の増し締めを行い、可動部においては動作状況の確認を行う。

・設置台数

真空遮断器 8 台
断路器 10 台
変圧器 6 台

高圧コンデンサー 3台
高圧リアクトル 3台
高圧カットアウト 5組
避雷器 2台
高圧交流負荷開閉器 3台
自動切替開閉器 1台

(3) 設備機器、所内の清掃

運転中に触れる事のできない露出充電部等堆積した塵の除去及び油漏れの除去を行う。

(4) 接地抵抗測定

接地抵抗計を用いてA・B・C種接地抵抗値を測定する。

(5) 高・低圧絶縁測定

高圧部分は主導部と大地間の絶縁抵抗を、低圧部分は導電部と大地間の絶縁抵抗を測定する。

(6) 絶縁油酸化・耐圧検査

3年に1回、各機器の絶縁油を、各専用検査器にて絶縁耐力・酸化度の検査を行う。

(7) 書類作成

上記各試験・点検・検査等の結果を、電気設備基準等の判定基準を基に判定し、電力設備の安全維持に必要な資料を編集し、官公庁等が求める点検結果報告書を作成し委託者に提出する。

イ 自動電話交換機等保守点検

自動電話交換機及び、これに付属する電話機等の装置の定期検査又は点検を、年2回行う。

・対象設備

局線電話番号 823局2950番 外7回線

GXタイプL 他一式

4 その他

下記の事項を留意し、業務にあたること。

ア 点検に必要な資格を有する者に点検を行わせること。

イ 作業日を事前に調整し、作業にあたること。

ウ 作業の際に使用した施設・設備は原状回復すること。

エ 自家用電気設備、自動電話交換機等に関する故障や、異常について、速やかに報告を行うとともに、必要な処置を提示し、指示を求める。

オ 監督官庁の検査がある場合、立会いを要請できる。

カ 会館の入・退館時は必要な手続きをし、一般来館者の会館利用に支障が無いよ

う配慮すること。

キ 本仕様書に特に定めのない事項については、協議の上決定する。

5 報告書の提出

点検業務実施の結果について、点検業務報告書にて速やかに報告するものとする。

